

# マレー社会におけるイスラームと女性の人権

## — Sisters in Islam の挑戦 —

Islam and woman human rights in Malay society  
— The challenge of Sisters in Islam —

竹野 富之  
Yoshiyuki TAKENO

キーワード：シスターズ・イン・イスラーム、女性の人権、NGO

Key words : Sisters in Islam, woman human rights, NGO

### Abstract

Sisters in Islam (SIS) is a progressive NGO trying to protect the rights of Muslima (Muslim women) and to improve their social status in Malaysia. The main aims of SIS are as follows: (1) seeking restrictions on polygamy, (2) criticizing the implementation of hukum hudud (Islamic criminal law), (3) advocating the appointment of female judges in the Syariah court, and (4) advocating the establishment of a Domestic Violence Act (DVA). As such, SIS' activities interfere with the domain of Islamic teaching, and consequently, SIS is criticized by both Islamic scholars and other NGOs. SIS answers its critics through a symposium that it presides, and by reinstating its main aim of protecting the rights of Muslima. This thesis focuses on SIS's attempts, and studies SIS's influence on the Islamic structure of the Malay society.

### 序論

ムスリム世界において女性は身体的に存在しているのに社会的さらには文化的には不在にされている。すなわち彼女達の身体は様々な政治・社会・宗教などにより強引にねじり伏せられ、奇妙に歪められ、時には物理＝身体的に抹殺され、時には象徴的に非在のものとされてきた（大塚 2000: 101）。

上記はイスラームの人類学的研究で著名な大塚の言であるが、これはムスリム世界における女性像をうまく表現している。確かにムスリム世界において女性のあり方はその土地のイスラームの教義解釈に沿った形で規定され、時にその行動は規制の対象となる。例えば、1997年、マレーシアのスランゴール州では美人コンテストに出場したイスラーム教徒の女性が反イスラーム的だとしてシャリーア法廷で裁かれ、有罪となった例がある（cf. 多和田 2005: 136-137）。

しかし、近年、少数派とはいえ、マレー社会におけるイスラーム教徒の女性の人権擁護にむけて幾つかの「NGO」<sup>(1)</sup>が積極的に活動するようになった。本稿ではそうした「NGO」のうち、特に Sisters in Islam (以下、SIS と表記) の活動に注目し、マレー社会におけるイスラームと女性の人権のあり方について検討したい。なお、筆者が数ある「NGO」の中で SIS に注目した主な理由を以下に述べておく。

- ①イスラーム教徒の女性の福祉、人権擁護を重視している。
- ②宗教行政レベルにまで踏み込んだ啓発活動をしている。
- ③マスメディアなどを通じて積極的な広報活動を展開している。(cf. Norani 2006: 349)

以上から、SIS は女性支援のための草の根活動だけではなく、イスラーム教徒の女性全体が抱える様々な問題をイスラーム行政にまで踏み込んで社会に啓発する活動を展開していることがわかる。また、SIS の活動は各種のイスラーム関係者<sup>(2)</sup>から従来のイスラームのあり方を否定するものだと批判されており、そこからも SIS の活動が与えたインパクトの大きさがわかる。先程の大塚の言を借りるならば、SIS の活動は、これまで社会的さらに文化的に非在のものとされてきたイスラーム教徒の女性が自らの存在意義を社会に訴えることだといえる。そこで、筆者は SIS の活動がどのようにして「非在とされてきた女性像」を打破しようとしているのか検討し、それがマレー社会のイスラームのあり方に与えた影響を考察してみたい。

なお、上記の詳細な検討を進めるには、まず、SIS の活動概要について整理する必要があるだろう。筆者は2008年3月、2009年3月に約一ヶ月間、SIS を中心に人権関連の「NGO」やイスラーム関連の政府組織の関係者に対して数回インタビューを行った<sup>(3)</sup>。その際に得た情報や SIS の発行する書籍やパンフレット、ウェブサイトなどの情報を活用しつつ、その概要を明らかにする。

## 1 Sisters in Islam 設立の経緯と活動内容

### 1) SIS の設立

SIS は1988年に結成され、SIS Forum (Malaysia) Berhad という組織名で NGO 登録されたのは1993年のことである (SIS ウェブサイト A)。田村によると WAO<sup>(4)</sup>などが中心となって主催したワークショップ (1985年3月8日:国際婦人年に開催) に参加した女性達が SIS を立ち上げたという (田村 2004: 97-98)。また、SIS 幹部<sup>(5)</sup>によると「SIS は最初、8人の発起人によって立ち上げられた」という。その設立者の中には Virginia Commonwealth 大学の哲学・宗教学の准教授 (2001年時点) であった Amina Wadud<sup>(6)</sup> (Asia Sociey ウェブサイト) や1997年までマレーシア国民大学の人類学・社会学部門の講師であった Norani Othman がいる (Norani (ed) 2005: x)。

なお、SIS 立ち上げの目的はイスラームの真の原理、男女平等の概念を重視する原理の理解を

奨励し、民主国家の枠内でイスラームのもつ平等、正義、自由、尊厳を是認する社会の構築に向けて努力することである（SIS ウェブサイトA）。また、SIS 幹部も「SIS の目標は民主的な手法によってイスラームを奨励することだ」と指摘している。つまり、上記から SIS の活動目標は「民主国家」や「民主的手法」といった「民主主義」概念とイスラームの教義の調和を目指しているといえる。

しかし、上記の SIS の活動はイスラームの法学者達の権限に抵触することとなった。Norani Othman は次のように指摘する。「SIS はマレーシアにおいてイスラームに関する社会意識を喚起することを通じて、イスラーム関連の諸問題に対する宗教的権威者、イスラーム団体による独占に挑戦した」（Norani 2006: 348）。当然のことながら、この姿勢に対するイスラーム関係者の反発があるのだが、これについては後で詳しく論じたい。

## 2) SIS の組織

SIS の活動は主に国内・海外の個人や団体の寄付によって賄われている。例えば、海外からの資金援助の例として Canadian International Development Agency やロックフェラー財団、The Asian foundation からの支援があげられる。これら団体からの支援金は主に SIS 関連の書籍の出版費用などに充てられているとみられる（筆者の入手した SIS の刊行物には上記の団体からの支援を受けたことが明記されている）。また、SIS の管理するウェブサイト上には個人・団体向けの寄付に関するフォームがあり、50RM 以上の寄付をすると SIS の会友になることができる。会友の特典の一つは会報“BARAZA！”を入手できることである（“BARAZA！”2005より）。その他に SIS の出版物の売り上げなどから活動費を得ている。ただし、現時点では SIS の活動収支の詳細についてはわからない。

さて、SIS の活動の中核メンバーは英語能力の高い高学歴の女性達である。例えば、SIS のエグゼクティブディレクターを勤めている Zainah Anwar は Fletcher 法律学校で教育を受け、Tufts 大学や Boston 大学で学位を得ている（2005年時点）。さらに非常勤のプログラマネージャーの Zaitun Mohamed Kasim もオーストラリアの Flinders 大学を卒業している（2005年時点）（Norani (eds) 2005: x）。彼女達はイベントなどの企画や出版物の刊行等を担当する有償のスタッフでもある。また、その他に SIS の活動の雑務等をボランティアが担っている。筆者が SIS のオフィスに訪れた際には4人から5人の比較的若いマレー系の女性達が働いていた。SIS のウェブサイトによるとボランティア達の主な仕事は法律相談（相談に乗るのは主として法律家の経験を有する者）や国際女性デーなどの様々なイベントの手伝い、事務所の掃除や新聞の切り抜きなどである（SIS ウェブサイトB）。

### 3) SIS の活動内容

SIS の活動内容の主な柱は①法律相談②広報活動③ネットワークの構築である。

まず、SIS のパンフレットによると①の法律相談は主に離婚や複婚、妻や子供の支援や相続権に関する相談にのるというもので2003年から始まった。これまでに約3000人のクライアントの相談にのったという。2008年7月には電話だけでなくモバイルでの法律相談サービスも立ち上げている。このほか、2006年11月から女性が直面する訴訟のシステム上の問題を確認するためにシャリーア法廷での審理の模様をチェックしている。

また、②の広報活動の一環として SIS はマレー語紙「Utusan Malaysia」にイスラーム家族法の下での権利について読者の質問に答えるコラム「Ruangan undang-undang dan keluarga」（家族と法律）を毎週、掲載している。この他にも現在（2005年時点）、SIS は 23 タイトルの書籍等を出版している。また先程の会報「Baraza！」は2005年に初めて発行され、各国のイスラーム家族法の紹介や SIS の活動報告を英語で紹介している。その他に SIS はパンフレットなど様々な出版物を刊行しているが、マレー語だけでなく、英語で書かれたものも多い。これはマレーシア国内のマレー系に限らず海外の有識者（イスラーム研究者やジャーナリストなど）に広く SIS の活動をアピールしたいとの意図がある<sup>(7)</sup>。これに関して Norani Othman は次のように指摘する。「SIS に対するイスラームやイスラーム法を理解したいと望んでいる非イスラーム教徒の関心は高い。マレーシアやその他の国で SIS にワークショップを開催して欲しいという要請もある。SIS はイスラームに関して思い切って意見を述べる勇気のある理知的な活動家の連合の構築を望んでいる」（Norani Othman 2006: 350）。実際に2000年から SIS は草根の女性や政策立案者、活動家、ジャーナリスト、宗教指導者、人権派弁護士、大学生、アーティスト若手の政治的リーダーなどムスリム、非ムスリムの別なく教化してきたという（SIS パンフレット）。

そして、③にある広範で様々な分野に渡るネットワークの構築を進めている。Norani Othman によると SIS は女性省や法務省、イスラーム開発局、弁護士会議所、女性団体や人権擁護団体などの NGO、伝統主義の女性団体（例えば警官の妻協会、ムスリム女性福祉委員会、女性公務員協会）、イスラーム団体（例えば ABIM<sup>(8)</sup> や JIM（マレーシア・イスラーム復興協会）など）といった組織との接触があるという（Norani Othman 2006: 350-351）。こうした多方面の組織との接触を通じて、SIS は自らの活動方針を提示し、さらに女性省や法務省など政府機関に対してはイスラーム教徒の女性福祉向上のための提言や陳情といった活動を展開している。この点に関しては後で詳しく触れる。

## 2 SIS の主な取り組み

ここでは SIS が特に注目している女性の人権問題について 1)多妻婚問題、2)姦通罪問題、

3)家庭内暴力問題、4)女性裁判官任用問題の四点を取り上げ、それぞれの課題に関する SIS の主張を整理しておく。

### 1) 多妻婚問題

SIS は「satu suami=satu isteri」(一人の夫に一人の妻)という標語の下にイスラーム教徒の多妻婚について批判的な姿勢をとってきた。SIS 幹部によると「SIS は多妻婚を支持しない。かつてのアラビア世界では1人の男性が20人もの妻を娶っていた。イスラームはそれを4人に制限したのだ。マレーシアでは経済力のない男性が複婚して、社会問題化している。こうした問題を解決するために多妻婚に何らかの制限を加えるべきだ」と指摘する。

また、SIS の Zaitun Mohamad によると1970年代後半と1980年代前半にムスリム間の多妻婚をコントロールする一定の試みがなされたが、多妻婚はイスラームが認める聖なる権利だという間違った考え方から反イスラーム的だとされ、あまり効果があがらなかったという (Zaitun Mohamad 2002: i)。ちなみに SIS はこの論争の中でイスラームは多妻婚を作り出したり、勧めたりしているわけではないと主張する (ibid: i)。その根拠の一つとして預言者ムハンマドが自らの娘婿 Saidina Ali Ibn Abi Talib に複婚を禁じたことをあげる (ibid:5)。また、SIS は19世紀にエジプトのムフティー (筆者注: 高位にある宗教指導者) として活躍した Sheikh Muhammad Abduh やインドの Sayyid Ahmad Khan や Mumtaz Ali らが「多妻婚は或る意味で大目にみられた過去の制度であって、現状ではクルアーンの理想とする単婚に変るべきだ」と考えていたと指摘する (ibid:3)。

とはいえ、実際にはマレーシアのほとんどの州<sup>(9)</sup>で多妻婚は条件付で認められている (ibid:6)。なお、Zaitun Mohamed によるとその認可の条件は各州レベルで微妙に異なるという。そのために条件次第で或る州では多妻婚が認められないが、別の州では認められるというケースも出てくる (ibid:6) という。なお、その条件は、概ね、以下のようなになるという (多妻婚の条件を削除しているクランタン州やトレンガヌ州<sup>(10)</sup>は別として)。

- ①申し込まれた結婚は公正で必然でなくてはならない。
- ②夫は十分な経済的な資力を持っていないとではない。
- ③夫は妻や妻達を同等に扱わなくてはならない。
- ④申し込まれた結婚は syarie (危険や害) を妻にもたらすものであってはならない。

(Zaitun Mohamed 2002: 13-14)

なお、実際に②については、スランゴール州の或る事例では夫の経済力の有無が証拠とみなされた結果、妻の訴えが認められ、シャリーア下級法廷で認められた複婚がスランゴール州の上訴委員会で却下された例がある (Nik Noriani 1998: 36)。ただし、②を除けば以上の条件をシャリーア法廷の判事や第三者が複婚の可否を判断するのは極めて困難であるのは明らかである。つ

まり、マレーシアのシャリーア法制上、夫の経済力の有無は多妻婚を制限する条件の一つとなる場合もあるが、現実問題として多妻婚そのものを規制する法律的な制限はないのである。これに対して、SIS 幹部は「SIS は反多妻婚キャンペーンを推進しているわけではない。複婚には女性一人一人を経済的に支援しなくてはならないというデメリットがある。また、大多数の国が単婚を支持している点を含めて単婚の良さをアピールしているのだ」と指摘する。つまり、上記の指摘から SIS は多妻婚の問題点を批判するが、多妻婚自体を否定するのではなく、あくまで人々に単婚を勧めることで複婚を減らしていきたいと考えているようだ。

一方、近年では SIS など女性支援 NGO や連邦政府与党 UMNO<sup>(11)</sup>関係者も巻き込んで単婚キャンペーンが活発化している。2003年3月、SIS も参加した「イスラームにおける女性の権利」イベントでは前連邦政府首相 Abdullah の妻 Endon Mahmood が後援し、単婚キャンペーンを推進した。その他、Wanita UMNO や Puteri UMNO といった連邦政府与党 (UMNO) と近い女性組織はこのイベントに代表を送っている (Helen 2007: 94-95, 103)。これに対して「各州のムフティ達」<sup>(12)</sup>はこのキャンペーンをイスラームの教義や法に反するとして批判し、PAS の国会議員も同問題を国会に取り上げるなど (ibid: 95)、多妻婚問題が政治問題化しつつある点は興味深い。

## 2) シャリーア法廷における女性判事の任用問題

SIS は1990年代からシャリーア法廷の判事 (qadi) に女性を任用するよう主張してきた。マレーシアには市民法廷とシャリーア法廷<sup>(13)</sup>という二つのシステムがあり、前者の場合、1960年代に下級裁判所、1980年に高等裁判所で女性判事が任用されているのにも関わらず、後者では2009年まで女性判事が任用されていない点を SIS は問題視する (Nik Noraini & Yasmin 2009: 1)。また、SIS はシャリーア法廷判事の任用について1993年の連邦直轄領のイスラーム執行条例や2003年のスランゴール州のイスラーム執行条例では特に女性が判事になれないという条件はないと指摘する (ibid: 35)。なお、マレーシア国家ファトワ委員会が有能な女性はシャリーア法廷の判事として任用されることになるだろうという決定を出したり、2007年11月にプルリス州政府が初のシャリーア法廷の女性判事が誕生すると述べたりしているが、現在まで女性判事がシャリーア法廷に立ったことはないのが現状である (Nik Noraini & Yasmin 2009: 1)。

そこで留意すべきは、シャリーア法廷の女性判事を認めるのか・どうかについてはマレーシアに限らずイスラーム世界で広く議論されてきた課題であるという点である。まず“主な非容認論として、Jumhur (法律家の多数派)によると「判事は男性でなくてはならず、女性では不適切だ」という。また、一部容認論の Abu Hanifah によると「女性の証言が認められる場合においては女性の判事を許可し、それが認められない場合 (例えば hudud (姦通罪) や qisas (報復法)) は女性判事を認めない」と主張する。一方、容認論として Ibn Hazam は「女性をシャリーア法

廷判事として任用することを認める。女性であることは意見や事象を理解したり、公正さ・公平さをもって裁判を行ったり、議論を收拾する女性の能力に影響することではない」と指摘する” (Farid, Tajul, Mohd Hisham 2001: 229)。

このようにシャリーア法廷の女性判事の任用の是非に関してはイスラーム法学者など有識者間で賛否両論みられる。なお、海外に目を向けるとパキスタンやモロッコ、スーダン、エジプト、チュニジアでシャリーア法廷の女性判事が誕生しており、徐々にではあるが女性判事の任用がイスラーム諸国で進んでいることは確かなようである (Nik Noraini & Yasmin 2009: 30)。一方、すでに指摘しているとおり、2009年時点でマレーシアではその任用に前向きな議論が進められているが任用には至っていない。<sup>(14)</sup> こうした世界的な流れの中で SIS は女性判事の任用運動を通じて、シャリーア法廷分野への女性の進出とシャリーア法廷判決への女性の視点の反映を意図していると思われる。

### 3) 姦通罪について

SIS はクランタン州で可決されたフドゥード法案にも女性保護の観点から反対している。フドゥード法とはイスラーム教徒間の姦通などの罪を裁く法であり、姦通罪の場合、石打などの厳格な刑罰が執行されることもある (詳細は竹野 (2009))。1993年、クランタン州で政権を握る PAS (汎マレーシア・イスラーム党)<sup>(15)</sup> はフドゥード法に基づくイスラーム刑罰条例を可決した (多和田 2005: 133)。これに対して SIS 幹部は「クランタン州政府の可決したフドゥード法はかなり古い法で問題点も多い。もちろん我々は支持しない。例えば、フドゥード法の下ではレイプを証明するのに四人の男性の証人が必要である。ただし、女性の証言はほとんど証拠として認められない。女性は感情的であるというのがその理由だ。刑法ではレイプに関する女性の証言は証拠として認められるのにおかしい。これでは女性の人権を守れない」と指摘する。つまり、連邦政府の制定する刑法ではレイプ被害者女性の証言も証拠として認定されるため、それを認めないフドゥード法の姦通認定と刑法のレイプ認定の間でズレが生じ、混乱してしまうのである (竹野 2009: 116)。それに加えて、フドゥード法の下では姦通の証拠として女性の妊娠が重視されるためにレイプ被害者が望まぬ妊娠をした場合に姦通罪に問われる可能性もある (ibid: 116-117)。

このように SIS はレイプ事犯での女性証言の取り扱い、姦通罪の証拠認定などの点からフドゥード法案の下では女性の人権が侵害されると考え、反対していることがわかる。また、連邦政府と党 UMNO も PAS のフドゥード法案を問題視していること (cf. Sisters in Islam (eds) 2005: 63-113, 竹野 2009: 113) から、この問題に関する UMNO と SIS の立場は一致していることがわかる。なお、両者の関係については後で論じたい。

#### 4) DVA の制定問題について

SIS は WAO など他の女性支援 NGO とともに1994年の家庭内暴力法（以下、DVA と表記）の制定に深く関わっている（DVA は1996年施行）。

WAO の調査によると1989年では年間に 180 万人の女性、実にマレーシアの15歳以上の女性の39%が夫やボーイフレンドによる身体的な暴力を受けているとみられる（ラジェンドラン 2002: 207）。また、1990年から1992年の三年間に政府で把握された平均報告数はわずかに年間 452 件で相手からの暴力が増幅することへの恐れや家族や社会による支援の不足といった要因から警察へ報告に行く件数が伸びないとしている（ibid: 207）。

こうした家庭内暴力をめぐる状況を踏まえ、DVA の制定のきっかけとなったのは WAO など主催した1985年のワークショップである。ワークショップ開催後、WAO や AWAM などの NGO が蓄積した事例が提供され、それらを参考に SIS や ARROW（アジア太平洋資料研究センター）が法案作りに協力、NCWO（女性団体国民評議会）もこれらの動きに呼応して政府に働きかけたのである（田村 2004: 100）。このように様々な女性団体の働きかけに連邦政府が応じる形で DVA は成立した。

しかし、現実問題として DVA がイスラーム教徒の女性にも適用されるのは困難であった。この点について SIS 幹部は次のように指摘する。「DVA 成立後、仏教徒、ヒンズー教徒が妻を殴ったら罪になるのになぜイスラーム教徒だけ罪にならないのか。これは不公平である。SIS は2002年のキャンペーンを通じて、それを訴えてきた。その成果が得られつつある」。なお、イスラーム教徒の非虐待女性が DVA の適用を受けるのが困難な理由は家庭内暴力がイスラーム家族法の範疇にある問題と判断されるためである。ラジェンドランによるとイスラーム教徒の非虐待女性の場合、それぞれの州によって習慣的な暴力などの虐待の解釈が異なるだけでなく、違った手続きや援助が行われることになるという（ラジェンドラン 2002: 208）。つまり、同じような家庭内暴力のケースでも各州のイスラーム家族法の違いから、或る州では摘発されるのに別の州では摘発されない場合もあるのである。SIS はこの点を問題視し、活動を展開した結果、DVA をイスラーム教徒に適用することを成し遂げていると主張する（Norani Othman 2006: 349）。ただし、この問題をめぐって、家庭内暴力はイスラーム家族法によって処理されるべきだと考えるマレーシア・ウラマ協会のメンバーや他の宗教権威からの根強い反発もある（ibid: 349）。

以上、本節では SIS の活動の主な取り組みについて整理・検討した。次節では本節の検討を踏まえ、SIS の活動に対する各方面の評価について考察する。

### 3 SIS の活動に対する各方面の評価

#### 1) SIS のメンバーの経歴に対する疑問

すでに指摘しているように SIS の主な主張やその活動はイスラームの教義解釈や宗教行政体



制のあり方にまで踏み込んでいる。そのため、イスラーム関係者からは SIS のメンバーにイスラームに関する問題を語る資格があるのかという疑問の声があがっている。Norani Othman によるとイスラーム関係者は「SIS のメンバーにはイスラームを語る権利はない。なぜなら彼女達は十分に宗教学校で教育を受けていないし、名の知れたアラブの大学でイスラームに関する学位を得ていない。また、アラビア語もしゃべれず、スカーフだって着用していない。<sup>(16)</sup> SIS はイスラームやウンマ（イスラーム共同体）に西洋的な価値観を植えつけようとするエリート階層を代表する西洋の教育を受けたフェミニストによって構成される」と批判しているという（Norani Othman 2006: 351）。こうした声は筆者の調査でも聞かれた。例えば、PAS 幹部は「SIS は伝統的な宗教教育を受けておらず、イスラームに対する考え方にも問題がある」と述べ、ABIM 幹部も「SIS は西洋の学問の経験はあるが、アラビア語の知識が不足している」という。

確かに先程の Zainah Anwar や Zaitun Mohamed Kasim、Norani Othman の経歴をみるかぎり、伝統的なイスラーム教育は受けておらず、西洋的な教育を受け、西洋社会やその価値観に強く影響を受けているのは事実である。SIS の幹部は「現在、西洋社会が発展し、イスラーム社会が没落傾向にあるのは事実である。その発展の理由についてイギリスやドイツなどの社会環境や制度から学ぶことは今後のイスラーム社会の発展にとって重要だ」とも主張していることから SIS が西洋社会にシンパシーを感じているのは確かである。

ただ、そこで留意すべきは、従来のイスラームのあり方にあまり拘らず、西洋的な価値観を土台にしていたからこそ、イスラームの教義やイスラーム社会の歴史を柔軟に解釈し、女性の人権擁護運動に繋げることができたということである。例えば、『Baraza!』（2005）では SIS の目指すべき女性像として、それまではあまり注目されてこなかったムハンマドの孫娘 Sukayna bint Hussein<sup>(17)</sup> を取り上げていることからそれが窺える。

“Sukayna bint Hussein は権力のある男性と政治や当時の社会問題について議論し、彼らの結婚の申し出を拒絶した。彼女は何度か結婚したが、夫には服従しなかった。彼女の夫は復婚をしなかった。もし、夫がいくつかの条件に反したならば、彼女は夫に離婚するように要求した。イスラームにおける初期の女性の伝記では Sukayna の自立や知性、美しさと賢明さを褒め称えていたのである”（Baraza! 2005: 1）。

つまり、SIS は Sukayna というイスラームの歴史上の著名な女性の例を挙げることで、西洋社会における「自立した女性像」に近い女性像のモデルがイスラーム世界でも存在していたことを提示する。別の言い方をすれば、SIS は西洋社会における「自立した女性像」をそのまま持ちこむことではイスラーム教徒の理解を得ることは困難であるので、イスラームの文脈で「自立した女性像」を提示することで現在の女性を取り巻く社会環境を批判する手法をとったのである。こうした手法がとれるのも SIS が西洋概念を土台にイスラームの教義を柔軟に解釈した結果といえる。

無論、こうした SIS の手法には異論もある。PAS 幹部は「SIS の活動や発想はあまりにも西洋的すぎる」という。このように西洋概念を土台とした SIS のイスラーム教義解釈の姿勢は、マレー社会における本流ともいべきウラマをはじめとしたイスラーム関係者の考え方とは大きく異なることから、上記のような批判が沸き起こってくるのであろう。この点については次でさらに詳しく検討しよう。

## 2) SIS の活動姿勢に対する批判

これまでの議論からもわかるように SIS は西洋的価値観を土台としつつ、女性の福祉や人権擁護に有利なイスラームの教義の再解釈を行い、それを提示することを活動の原理原則としている。そこで問題なのは SIS によるイスラームに関する論説は従来のウラマなど宗教指導者の権威を侵すものだとみなされている点である。Norani Othman によると「イスラームに関する論説は適切なイスラーム教育を受け、地位のあるイスラーム教徒のグループ、例えばウラマにしか認められないことなのだろう」という (Norani Othman 2006: 351)。要するにイスラームの教義解釈に関することはウラマなどの専門家には認められていないと Norani は訴える。よって、こうした宗教指導者の権威の壁に女性の視点に基づくイスラームの教義解釈を訴えることで風穴をあけたいというのが SIS の狙いといえる。例えば、先程も触れたように SIS がシャリーア法廷の判事に女性を登用するように運動を展開しているのも従来の男性の視点に基づくイスラーム法体制に新しい風 (女性の視点) を吹き込もうと意図したからであろう。

これに対してマレーシア・ウラマ協会は2002年1月に SIS の Zainah Anwar を含む6人に対してイスラームを侮辱しているとして非難しようと試みる (ibid:349) など両者の摩擦は広がっている。また、ウラマなど伝統主義者は DVA を問題視し、結婚に関するシャリーア法廷の権威に取って代わることを目的としたものだと批判する (ibid:190)。この批判に対して女性支援団体は DVA がマレーシア全国民に平等に科せられる刑法であって、イスラーム教徒の家族関連の問題については従来どおりシャリーア法廷の管轄であると主張する (Vidhu 2004: 190)。とはいえ、DVA 制定後、従来はイスラーム家族法の管轄であった家庭内暴力問題を連邦政府の定める刑法の管轄下としたことで、イスラーム法体制に風穴をあけることには成功している。だからこそ、ウラマなどの伝統主義者達がこれに危機感を持つのであろう。ちなみに SIS 幹部によると「ABIM や PAS も連邦政府が DVA 制定に動いたときにイスラーム教徒に適用するな」と反対したことから、両団体共に DVA 制定がイスラーム行政に与える影響力を懸念していたとみられる。

いずれにせよ、イスラーム教徒の女性の支援を目的とした SIS の活動は従来のイスラーム行政のあり方に一石を投じたのは間違いない。その上で、SIS はウラマ達をはじめとした批判勢力とも積極的に接触し、議論の場を持つようになっている。次ではそうした各団体 (特に政党や

NGO) との関係について検討していく。

### 3) SIS と各団体 (政党や NGO) との関係

前節でも触れたように SIS は2003年のキャンペーンに参加し、Wanita UMNO や Puteri UMNO と連携するなど連邦政府与党 UMNO と近い関係を作っている。参考までに Yayasan Kajian&Strategi Melayu に勤務していた UMNO 支持者も「SIS の活動を高く評価する」と述べる。また、SIS は政府に対するロビー活動を通じて、女性省や法務省とも関係を構築している (Norani Othman 2006: 350)。ただし、連邦政府与党と良好な関係を築きつつも、SIS は女性の人権や福祉の対策は不十分として政府の姿勢を批判している。SIS 幹部によると「女性の福祉に対する政府の取り組みは十分ではない。女性の人権に対する政治的配慮は進んでいるが、女性の国会議員は約10%前後で、まだまだ女性の社会進出は進んでいない。また、政府が Amina Wadud の著作やいくつかの女性の人権に関する進歩的な書籍の流通を禁止しているのも問題だ」という。このように SIS は女性の人権に対する連邦政府の姿勢が必ずしも積極的であるとみなしておらず、今後も或る程度の摩擦を恐れず、女性の人権擁護を訴えていくものとみられる。

一方で、そうした SIS の連邦政府へのロビー活動を批判する者もいる。例えば、RISEAP<sup>(18)</sup> のスタッフは「SIS の活動はあまりにも政治的である」と指摘する。また、先程も触れたように SIS の活動に対するイスラーム関係者の批判も強く、SIS はこれら批判に応える形で2003年には公式に PAS を招いて集会を開いたり (ibid:351)、ABIM との議論の場を設けたりしている。ABIM 幹部によると「時々、SIS と ABIM は様々な問題について議論を交わしている。SIS との議論から大いに刺激を受けている」という。こうした SIS の活動に批判的なイスラーム関係者との接触は或る程度、両者の相互理解にも貢献しているとみられる。ちなみに SIS の活動の内容次第で上記の批判的なイスラーム関係者も理解を示す場合もある。例えば、先程の ABIM 幹部は「ABIM はシャリーア法廷の女性判事の任用を積極的に支持する」、PAS のスタッフは「DVA は問題ない。夫が妻を大事にするのは当然の事である」と述べている。ただし、そうした相互理解はあくまで表層的なものである。SIS 幹部によると「PAS や ABIM のメンバーとの個人的な関係としては良好だが、公の場では状況が異なり、対立することが多い。或る PAS の幹部と友好的なムードの中で議論したが、その後、2~3 日してその幹部はウェブサイト上で SIS の活動を徹底的に批判していた」という。<sup>(19)</sup>

他方、SIS は女性の人権擁護という同じ目標を持つ AWAM や WAO といった女性支援 NGO との連携も今後、進めていくとみられる。例えば AWAM の幹部によると「今後、各女性支援 NGO は民族や宗教の垣根を越えて、連携を深めていくべきだ」という。つまり、上記の指摘からは、これまで以上に各女性支援 NGO が緊密に連携することで運動の裾野を広げ、その影響力を強化したいという思惑が窺える。

#### 4) まとめ—SISの活動に関する各団体の評価

これまで述べてきたように SIS の活動は女性支援 NGO や連邦政府与党 UMNO からは高く評価される一方で、イスラーム関連の組織・団体からは強い批判が起きている。そうした批判は SIS が従来のイスラームの教義解釈とは一線を画した教義解釈のもとで、その活動をしていることに向けられているとみてよい。イスラーム関係者は宗教に関する二つの意見や解釈を提案することはウンマ<sup>(20)</sup>を混乱させ、不統一を促進するために危険だと主張する (Norani, Zainah, Zaitun 2005: 105)。つまり、ウラーマによって決定された一つの解釈があるだけで全てのイスラーム教徒はこの解釈に忠実に守ればよいというのである (ibid: 105)。

このように SIS の活動は単なる女性支援活動ではなく、イスラーム関係者達からは従来のイスラームの教義解釈への挑戦とみなされている。この点に関連して JAWI<sup>(21)</sup>に勤めるスタッフは次のように指摘する。「UMNO と PAS の争いはイスラームの教義解釈のレベルで争っているのではない。あくまで政治レベルの争いである。しかし、SIS はイスラーム教義解釈に踏み込んで社会を混乱させている。これは我々にとってあまり感心できるものではない」。つまり、上記の指摘からは、SIS の活動が新たなイスラーム教義解釈を通じて従来の宗教行政のあり方を刷新するのではないかという懸念が窺える。

一方、すでに指摘したが、与党 UMNO は概ね SIS の活動に好意的である。これは、おそらく UMNO が選挙での女性票を意識しているのが一因とみられる。Helen によると1999年の一般選挙後、BN (UMNO を中核とする連立政権) は女性有権者の支持を回復する必要性を理解したという (Helen 2007: 93)。そして、その対策としてジェンダー問題を監督する省の設置を含む多くの制度的改革、Puteri UMNO の活躍やメディアを通じた広報戦術によって政府は女性に対して友好的であるというイメージ定着に成功し、2004年の一般選挙は1999年以上の女性有権者の支持を集めたという (cf. ibid: 93)。つまり、女性有権者を意識した一連の UMNO の政策や選挙キャンペーンの流れの中で女性の人権擁護を訴える SIS はその発言力を高めたといえる。実際に「Utusan Malaysia」という与党 UMNO が大株主の新聞 (林田 2001: 148) に SIS がコラムを掲載していることはそのことをよく示している。ちなみに、UMNO は PAS の党勢拡大を問題視する立場からも、PAS の可決したフード法案を厳しく批判している SIS の姿勢を評価しているとみられる。

ただし、連邦政府は「なぜイスラーム教徒の女性は非イスラーム教徒の女性と同じ権利が保障されていないのか」という SIS の主張に対して、保守的なイスラームの権威者との衝突を恐れ、SIS の主張には慎重な態度を示している (Helen 2007: 89)。こうした姿勢から連邦政府は SIS の活動を評価する一方で、それを批判する宗教権威者に配慮するなどバランスをとっていることがわかる。

以上、SIS の活動は単なる女性支援問題の議論に留まらず、イスラーム教徒の女性の人権擁護

に向けてのイスラーム教義の再解釈にまで踏み込んでいることがわかる。つまり、すでにマレー社会ではイスラーム教義解釈に関する議論はウラーマ達、宗教関係者の独占ではなくなり、それぞれの立場にある権威（政治リーダーや SIS をはじめとする NGO 関係者など）によって自らの正当性を明らかにするために議論される時代に入ってきているといえよう。

## 結論

SIS が一貫して訴えてきたことは男女同権、男女平等がイスラームの教義の中で認められているのにも関わらず、マレー社会の実態ではイスラーム教徒の女性の人権が著しく侵害されているのではないかということである。また、そうした女性の人権を擁護するためには DVA といった連邦法の制定だけではなく、女性のシャリーア法廷判事の登用や一夫多妻の制限、女性の証言がほぼ認められない姦通罪の廃止といった宗教行政のあり方まで踏み込んだ問題提起が必要と SIS は考えている。そのため、SIS は新聞等マスメディアやネット、イベント開催を通じ問題提起をし、一般の人々の関心を喚起する一方、ウラーマなどの宗教権威者、ABIM や PAS といったイスラーム関連組織の関係者とも積極的に会談し、SIS の活動への理解を求めている。

また、上記のような活動を通じて、SIS が用いるロジックは、あくまでイスラームのコンテキストの中で法学者の言説なり人物伝がいかに女性の人権擁護にとって示唆に富んだものなのかを徹底的に主張することである。例えば、先程の Sukyna の自由・奔放さは「自立した女性像」の好ましい事例として活用されている。また、複婚をめぐる議論でも預言者ムハンマドは当時の野放図な多妻婚を抑え込むために四人に妻帯を「制限」したというロジックは単婚こそ望ましいという SIS の主張の根拠として活用されている。しかし、こうした自らの主張の根拠をイスラームの教義に求めるという行為自体、ウラーマ達からすれば、自らの権威への挑戦と映る。つまり、彼らは従来のイスラームの教義解釈の伝統（宗教的見解ファトワーの蓄積や法学者間の合意（イジュマー））の範疇を超えた、西洋概念（フェミニズムや民主主義の概念等）に則った新たな教義解釈の流布を恐れているとみてよい。現実問題として連邦政府が単婚キャンペーンに理解を示すなど、上記の新たな教義解釈のもとでの女性支援活動は活発化しており、ウラーマ達の危機感 は徐々に高まりつつある。なお、この問題は連邦政府による宗教行政への介入といった思惑が絡むとみられるが、その点に関する詳細な分析は今後の課題としたい。

いずれにせよ、イスラーム共同体（ウンマ）が混乱するというウラーマ達の危機感と裏腹に SIS の活動に代表される<sup>(22)</sup>女性の社会的地位の向上を目指す動きは従来の「男性」の視点に根ざしたイスラームの教義解釈の主流に一石を投じ、そこに「女性」の視点を持ち込むことでイスラーム教義の意味世界の範疇を広げ、活性化しているのは事実である。こうした流れの中で従来の「社会的に非在とされてきた女性像」の影響力が果たして、今後もその強固さを保つかについては甚だ疑問である。無論、そのことは SIS の説く「社会的に自立した女性像」が従来のそう

した女性観を一変させるということではない。つまり、筆者がいたいのは両者の「女性像」がせめぎあう中で従来のイスラームの意味世界の範疇が広がり、活性化することで、マレー社会におけるイスラームのあり方が極めて多義的なものとなるということである。マレー系の人々はよく「イスラームはシンプルな宗教だ」と口にする。確かに聖典や預言者の言行の無謬性に立脚したイスラームのあり方はシンプルで疑いないものであるが、一方で、その解釈をめぐるのは現在、民主化やフェミニズム等、西洋の概念の導入が図られるなど多義化され、複雑化し、それゆえにイスラームの意味世界の拡大と活性化が進んでいるのである。マレー社会における SIS の挑戦は我々に「イスラームの教義はシンプルだが、その意味世界は時代とともに広がり続ける」ことを提示しているのでなかろうか。

## 注

- (1) マレーシアの「NGO」には政府の財政支援を受けている政府系「NGO」と受けていない非政府系「NGO」の二つのタイプがある（なお、各「NGO」の政党との関係については（Meredith L. Weiss 2006: 112-113）を参照）。
- (2) ここでいうイスラーム関係者とは SIS の活動に懐疑的な PAS などの政党、ABIM などのイスラーム系「NGO」、ウラマ組織といった政治、宗教の各方面に渡る関係者のことを指す。
- (3) 調査の方法は、あらかじめ約 10 問程度の質問表を作成し、それをもとに各調査対象者に約 1 時間程度のインタビューを行った。
- (4) 政府系「NGO」の WAO は 1982 年に設立され、夫による妻への暴力問題対策などに取り組んでいる。1986 年には虐待された妻や子を保護するための宿泊施設をプタリンジャヤとペナンに設置し、運営している（ラジェンドラン 1996: 102）。
- (5) 2007 年 8 月、筆者は SIS 幹部と二度、SIS の事務所で会い、聞き取り調査を行った。
- (6) Amina はマレーシア・国際イスラーム大学での勤務経験がある（GF Haddad 2005: 5）。
- (7) 筆者が本論文を通じて SIS の活動を日本語で紹介するのも SIS にとっては或る程度は意図したことなのだろう。だからこそ、筆者の調査に応じてくれているのである。
- (8) アンワル前副首相も在籍した有力なイスラーム復興主義運動の非政府系「NGO」で、主な構成員はマレー系の大学生である。筆者は 2008 年 3 月にクアラルンプール近郊の Jalan Gombak にある ABIM 本部で幹部を対象に聞き取り調査を行った。
- (9) マレーシア連邦憲法附則 9 表第 2 リストの規定に基づき、イスラーム関連の法令を制定、施行する権限は州政府議会に認められている（多和田 2005: 123）。従って、憲法上、イスラーム法の制定など宗教行政に関して、連邦政府といえども口出しすることは原則としてできない。
- (10) クランタン州・トレンガヌ州は複婚に関する特別な条件（シャリーア法廷の判事に夫が別の妻を持つことについての判断を任せるといふ）を削除している（Zaitun Mohamad 2002 : 6）。
- (11) UMNO（統一マレー人国民組織）は華人系の MCA（馬華協会）やインド人系の MIC（マレーシア・インド人会議）と BN と呼ばれる連立政権を形成している。筆者は 2007 年 8 月の調査において

Yayasan Kajian&strategi Melayu に勤務していた UMNO 支持者にインタビューを実施した。

- (12) マレーシア各州で一人ずつ任用されている宗教指導者のこと。ファトワ (fatwa) と呼ばれる宗教令を発行する権限を持つ。
- (13) マレーシアは連邦制を採用しており、連邦法はすべて連邦政府の管轄下にある。また、イスラーム法、アダット法に関するものを除く一切の裁判所は連邦法により設置されている。ちなみに原則として連邦法とイスラーム法の間には優劣関係は存在しない (安田 1980: 199, 206)。
- (14) 2010年7月8日、連邦政府直轄領にて二人の女性判事が誕生した。SIS はこれについてムスリムに対する前向きな兆しであると歓迎している (The Straits times 2010: 7/8)。
- (15) PAS はマレー半島部東海岸部のクランタン州やトレンガヌ州といったマレー人の人口比率の高い地域に勢力を持つ政党である。イスラーム中心主義を唱え、イスラーム法の社会的実践を最も重視している (多和田 1995: 108)。筆者は2007年にクアラルンプールの PAS 事務所 で幹部に対してインタビューを実施した。
- (16) 筆者がインタビューを行った SIS 幹部もスカーフを着用していなかった。
- (17) ウンマとは一般的にイスラーム共同体のことを指すが、ここでの用法は SIS の姿勢を批判していることからみて、より限定的なマレー社会のことを指していると推測される。マレー社会におけるウンマの用法については竹野 (2005) を参照。
- (18) 私生活ではヴェールの着用を嫌い、外出を好み、魅惑的な髪型を誇示するなど、当時の社会規範にはずれた振る舞いで知られる (清水 2001: 530)。
- (19) RISEAP (東南アジア・太平洋地域イスラーム・ダッワー評議会)。筆者は2007年8月に RISEAP の事務所に訪問し、そこで働くスタッフにインタビューを行った。
- (20) ABIM は SIS の創設者の一人である Amina Wadud について批判的な論文「心得違いの導入-Amina Wadud の反啓蒙的なフェミニズム」(GF Haddad 2005) を2006年8月18日に開催のセミナーで取り上げて、議論している。
- (21) 連邦政府領宗教局 (Jabatan Agama Islam Wilayah Persekutuan) は首都のクアラルンプールなど連邦政府直轄領の宗教行政の一端を担っている。筆者は2009年3月に同事務所を訪問し、そこでスタッフにインタビューを実施した。

## 参考文献

Asia Society のウェブサイト

(<http://www.asiasociety.org/policy-politics/social-issues/women-and-gender/islamic-family-law-and-justice-muslim-women>) 2010年9月15日アクセス

Baraza! Vol.1 no.1 2005.

Farid Suffian Shuaib, Tajul Aris Ahmad Bustani, Mohd Hisham Mohd Kamal, 2001 *Administration of Islamic law in Malaysia Text and Material*, Lexis Nexis, Singapore.

GF Haddad 2005, An Innovation of Misguidance: Amina Wadud's Unenlightened Feminism. ホームページアドレス ([http://mac.abc.se/~onesr/d/ufaw\\_e.pdf](http://mac.abc.se/~onesr/d/ufaw_e.pdf)) 2010年6月19日アクセス

林田裕章, 2001『マハティールのジレンマ—発展と混迷のマレーシア現代史』, 中央公論新社.

- Helen Ting, 2008 Gender discourse in Malay politics:old wine in new bottle?, In POLITICS IN MALAYSIA The Malay Dimension, Edited by Edmund Terence Gomez, Routledge, New York. pp.107-137.
- 清水, 2001 「結婚」, 『岩波イスラーム辞典』大塚和夫・小松久男・羽田正・小杉泰・東長靖・山内昌之(編) 355-256ページ 東京: 岩波書店.
- Meredith L.Weiss, 2006 Protest and possibilities:civil society and coalitions for political change in Malaysia: California, Stanford University press.
- Nik Noriani Nik Badlishah&Yasmin Masidi, 2009 WOMEN AS JUDDGES,SISTERS IN ISLAM. Selangor.
- Nik Noriani Nik Badlishah, 1998 MARRIAGE AND DIVORCE UNDER ISLAMIC LAW, International Law Book Services: Kuala Lumpur.
- Norani Othman, Zainah Anwar and Zaitun Mohamed Kasim, 2005 Malaysia: Islamization, Muslim politics and state authoritarianism,In Muslim Women And The Challenge of Islamic Extremism, Edited by Norani Othman, SISTERS IN ISLAM, Selangor pp.78-108.
- Norani Othman, 2006 Muslim women and the challenge of Islamic fundamentalism /extremism: An overview of Southeast Asian Muslim women's struggle for human rights and gender equality, In WOMEN'S STUDIES INTERNATIONAL FORUM 29, pp.339-353
- Norani Othman (eds), 2005 Muslim women and the challenge of Islamic extremism, SISTERS IN ISLAM. Selangor.
- 大塚和夫, 2000 『近代・イスラームの人類学』, 東京大学出版会.
- ラジェンドラン・ムース, 1996 「マレーシアの社会問題の概況」, 『アジアの子どもと女性の社会学』荻原康生(編) 87-116 ページ 東京: 明石書店.
- 2002 『マレーシアの社会と社会福祉』荻原康生, 田中尚(監訳), 明石書店.
- SIS のウェブサイト A  
([http://www.sistersinislam.org.my/index.php?option=com\\_content&task=view&id=198&Itemid=164](http://www.sistersinislam.org.my/index.php?option=com_content&task=view&id=198&Itemid=164))  
2010年3月11日アクセス
- SIS のウェブサイト B  
([http://www.sistersinislam.org.my/index.php?option=com\\_content&task=view&id=676&Itemid=219](http://www.sistersinislam.org.my/index.php?option=com_content&task=view&id=676&Itemid=219))  
2010年3月16日アクセス
- SIS のパンフレット「SISTERS IN ISLAM EMPOWERING VOICES for CHANGE」
- 竹野富之, 2005 「マレー人のウマ(umat)観—共食儀礼クンドゥーリ(kenduri)が紡ぎだす人間関係に焦点をあてて」, 『南方文化第32輯』89-124ページ.
- 2009 「マレー社会における姦通罪(Zina)に関する一考察—クランタン州におけるフドゥード法案に焦点をあてて」, 『東海学園大学研究紀要第14号(シリーズB)』109-124ページ.
- 田村慶子 2004 「マレーシアの NGO とジェンダーの主流化」, 『東南アジアの NGO とジェンダー』, 田村慶子・織田由紀子編 明石書店.
- 多和田裕司, 1995 「現代マレーシアにおける《イスラーム化》の展開」, 『長崎大学教養部創立30周年記念



論文集』, 103-126ページ.

2005 『マレー・イスラームの人類学』,ナカニシヤ出版.

The Straits Times 2010 7/8 ホームページアドレス

([http://www.straitstimes.com/BreakingNews/SEAsia/Story/STIStory\\_551086.html](http://www.straitstimes.com/BreakingNews/SEAsia/Story/STIStory_551086.html))

2010年7月21日アクセス

Vidhu Verma, 2002 Malaysia State and Civil Society in Transition, SIRD (Strategic Information Research Development).

安田信之, 1980 「マレーシアの法制度」, 『アジア諸国の法制度』, 山場利夫, 安田信之(編), アジア経済研究所, 185-224 ページ

Zaitun Mohamed Kasim, 2002 Islam and Polygamy, SISTERS IN ISLAM:Selangor.